

津島労働基準監督署発表
平成30年3月7日

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

津島労働基準監督署（署長 祖父江孝治）は、平成30年3月7日、下記の容疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 容疑者

(1) 東海協和株式会社

（本店所在地：愛知県名古屋市港区入船一丁目1番20号）

(2) 同社 部長（49歳）

2. 違反条文

労働安全衛生法第20条第1号

労働安全衛生規則第151条の7第1項

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 事件の概要

平成29年9月15日午後2時頃、愛知県海部郡飛島村東浜二丁目1番9号に所在する東海協和株式会社の流通センター内において、同社の労働者がフォークリフトに接触し、死亡する労働災害が発生したが、当該災害に関し、容疑者である部長は、フォークリフトに接触することを防止するための措置を講じていなかった疑い。

4. 参考事項

平成29年の死亡労働災害発生状況（速報値）を起因物別で見ると、動力運搬機（トラック、フォークリフト等）によるものが最も多く、被災者数は全国で220人（全体の約24%）、愛知労働局管内で12人（全体の約27%）であったが、これは、動力運搬機による災害が重大な被害を及ぼすことを示している。

当署では、重大悪質な法違反に対しては、今後とも厳正に対処することとしている。

5 . 違反法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百四十四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(罰則)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(接触の防止)

第百五十一条の七 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。